

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第20号

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例 の一部を改正する条例

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例（平成17年太田市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「太田市南矢島町」の次に「、太田市高林寿町」を加える。

第27条第1項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改め、同項の表中「5万円未満」を「1万円以上5万円未満」に、「10万円以上30万円未満」を「10万円以上20万円未満」に、「30万円以上60万円未満」を「20万円以上30万円未満」に、「60万円以上100万円未満」を「30万円以上50万円未満」に、「100万円以上」を「50万円以上」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回目以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回目以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）にその回の利子を加えて得た金額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。